

茅ヶ崎市市内事業者優先発注に係る取扱基準

1 目的

この基準は、適正な競争原理のもとで公正性を確保したうえで、茅ヶ崎市が実施する公共調達により地元経済の発展を目指し、持続可能で活力ある地域社会の実現に寄与すること、また、地域における雇用の確保、市内事業者の育成が図られることを目的とする。

2 適用の対象

本基準の適用の対象は、本市が実施する全ての公共調達とする。

3 定義

(1) 建設工事に適用する地域要件

- ①市内事業者：茅ヶ崎市内に本社又は本店を有する者
- ②準市内事業者：茅ヶ崎市外に本社、本店を有するが、茅ヶ崎市内に受任地（支社、支店、営業所等をいう。以下同じ。）を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている者
- ③近隣事業者：鎌倉市、藤沢市又は寒川町に本社又は本店を有する者
- ④湘南事業者：平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は二宮町に本社又は本店を有する者
- ⑤県内事業者：上記以外の者で、神奈川県内に本社、本店又は受任地を有する者
- ⑥県外事業者：上記以外の者

(2) 物品の購入、製造の請負（印刷製本等）、修繕、委託業務等その他の契約に適用する地域要件

- ①市内事業者：茅ヶ崎市内に本社又は本店を有する者
- ②準市内事業者：茅ヶ崎市外に本社、本店を有するが、茅ヶ崎市内に受任地（支社、支店、営業所等をいう。以下同じ。）を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている者
- ③県内事業者：上記以外の者で、神奈川県内に本社、本店又は受任地を有する者
- ④県外事業者：上記以外の者

4 基準

(1) 建設工事

- ①原則として、市内事業者の選定を優先する。
- ②茅ヶ崎市入札参加資格者から選定する。
- ③技術的難易度の高い建設工事で市内事業者のみでは対応できない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、工事施工の成績及び実績、工事経歴による施工能

力等を総合的に勘案して、上記3（1）の地域要件に基づき、準市内事業者、近隣事業者、湘南事業者、県内事業者、県外事業者の順に対象を拡大する。

- ④受注者に対し、下請負・建設資材・物品調達等においても、市内事業者に発注するよう要請する。
- (2) 物品の購入、製造の請負（印刷製本等）、修繕、委託業務等その他の契約
- ①原則として、市内事業者の選定を優先する。
 - ②茅ヶ崎市入札参加資格者から選定する。
 - ③市内事業者のみでは物品の調達ができないとき、技術的難易度の高い委託業務等で市内事業者のみでは対応ができない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格や実績等を総合的に勘案して、上記3（2）の地域要件に基づき、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に対象を拡大する。
 - ④契約の成立及び業務の履行に支障がない範囲で、受注者の再委託においても可能な限り市内事業者の活用に努めるよう要請する。

5 基準の解釈等

- (1) 本基準は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえたうえで、契約の目的の達成のために合理的な範囲で発注方法を見直し、市内事業者の優先の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに入札参加資格を有しない企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。
- (2) 本基準は市内事業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内事業者が本市のすべての公共調達契約を受注することを目的とするものではない。
- (3) 本基準の運用においては、市内事業者の受注機会の確保及びその育成に努めると同時に、市内事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 本基準は令和5年5月1日以降に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用し、逐次見直しを図るものとする。